

看護補助者処遇改善支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 看護補助者処遇改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、厚生労働省が定める「看護補助者処遇改善事業実施要綱」（令和6年1月11日 医政発0111第1号。）に基づき、医療機関が実施する事業とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額の全対象医療機関の合計額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

ア 別表1第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を補助金の選定額とする。

イ アにより選定された額と当事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の交付額とする。

(交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、申請者から前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、額の確定をしたものとみなす。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書)

第7条 補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の5月30日までに、知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であつ

て、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を県に返還を命ずるものとする。

（不当利得の返還）

第8条 知事は、補助金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対して、期限を定めて交付を行った補助金の返還を命じるものとする。

（書類の保管）

第9条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月24日から施行し、令和6年2月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年10月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年6月7日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

別表 1

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
<p>賃金改善実施期間において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費</p>	<p>看護補助者の常勤換算数等に基づく金額として下記に基づき算出された額</p> <p>別表 2 に掲げる診療報酬を算定する病棟ごとに、次のアとイを比較していずれか低い方の人数×4×6,990円(6,000円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額)として算定した額を合計した額</p> <p>ア 賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数※の平均値</p> <p>イ 賃金改善実施期間において、別表 2 に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数</p> <p>※ 常勤の看護補助者の常勤換算数は1とする。常勤でない看護補助者の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。</p> <p><算式> 「当該常勤でない看護補助者が職務に従事する1週間の勤務時間(残業は除く。)」÷ 「当該施設で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」</p>	<p>10 / 10</p>

別表 2

【病院】

A101 療養病棟入院基本料
A306 特殊疾患入院医療管理料
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料
A309 特殊疾患病棟入院料
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料
A312 精神療養病棟入院料
A314 認知症治療病棟入院料
A318 地域移行機能強化病棟入院料
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料
A207-3急性期看護補助体制加算
25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）
25対1 急性期看護補助体制加算（看護補助者5割未満）
50対1 急性期看護補助体制加算
75対1 急性期看護補助体制加算
A211特殊疾患入院施設管理加算
A214看護補助加算
看護補助加算1
看護補助加算2
看護補助加算3
A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護補助加算又は看護補助体制充実加算
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護補助体制充実加算

【有床診療所】

A109 有床診療所療養病床入院基本料
A108 有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護補助配置加算
看護補助配置加算1
看護補助配置加算2